

## 計器の点検過程で確認された運転上の制限を逸脱する事象の概要

### 1 . 福島第一原子力発電所 6 号機の概要

福島第一原子力発電所 6 号機は、平成 18 年 6 月 6 日より調整運転中ですが、7 月 20 日、低圧炉心スプレイ系<sup>\* 1</sup>の流量変換器に係る計器仕様書の記載データに誤りがあり、それにもとづき計器を校正していたため、流量指示計が実際の流量よりも多めの値を指示していたことがわかりました。

このため、当該系統に必要な流量が確保されていないと判断し、同日午前 11 時 36 分、保安規定で定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言いたしました。ただちに保安規定にもとづき、当該系統が運転上の制限を満足しない場合に要求される措置として、低圧注水系<sup>\* 2</sup>が正常に動作することを確認いたしました。

その後、流量変換器の測定範囲の修正を行った上で当該系統の運転を行い、所定の流量が確保されていることを確認したことから、同日午後 8 時 1 分、「運転上の制限」の逸脱から復帰いたしました。

### 2 . 福島第一原子力発電所 4 号機の概要

福島第一原子力発電所 4 号機は、定格出力にて運転中ですが、平成 18 年 7 月 28 日、自動減圧系<sup>\* 3</sup>の作動条件に使用している炉心スプレイポンプ<sup>\* 4</sup>( A 系および B 系 ) の出口圧力変換器に係る点検記録の記載データに誤りがあり、それにもとづき計器を校正していたため、炉心スプレイポンプの運転状態を検知する圧力スイッチの動作値が、保安規定で定められている動作値の範囲を超えていることが確認されました。

このため、同日午後 11 時 5 分、保安規定に定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言いたしました。ただちに当該圧力スイッチの調整を実施し、所定の圧力で動作することを確認したことから、7 月 29 日午前 0 時 2 分、「運転上の制限」の逸脱から復帰いたしました。

\* 1 : 低圧炉心スプレイ系

非常用炉心冷却系の1つで、原子炉水位が異常に低下した場合に、原子炉に水を補給するための系統。

\* 2 : 低圧注水系

非常時に原子炉水位を維持する系統（A系，B系，C系の3系統ある）。

\* 3 : 自動減圧系

非常用炉心冷却系の1つで、原子炉水位が異常に低下した場合に、原子炉の圧力を強制的に下げ、低圧の非常用炉心冷却系による原子炉への注水を促進するための設備。

\* 4 : 炉心スプレイポンプ

非常用炉心冷却系の1つで、炉心上部より冷却水をスプレイし冷却するための炉心スプレイ系（A系，B系の2系統ある）のポンプ。

【添付図】

- ・ [福島第一原子力発電所6号機低圧炉心スプレイ系系統概略図](#)
- ・ [福島第一原子力発電所4号機炉心スプレイ系および自動減圧系の概要図](#)